

並見舞金トシテ金一封(一千五百円)贈與スルコトニ協  
定成リ午後六時迄記條條件ノ下ニ則滿解決セリ

解 決 條 件

覺 書

一、此ノ度叙々考資則ニ於テ些細ノ向敷ヨリ考資共ニ決裂ナレ去  
ル九月十八日以來爭議シ續行シ遂則ノ騒カセシコトハ實ニ悲愴  
ニ候 茲ルニ右并正美文ノ協調ニ依リ茲ニ右記條項ニ依リ  
ニ内滿解決和解決致修事ハ實ニ欣決ニ不堪候 今後ハ考  
資共ニ手シ携ノ産業ノ發展ニ後進スルコトシ茲ニ誓約候也  
右覺書依知件

昭和五年九月廿八日

和 解 條 項

- 一、全被書員ノ賃銀ヲ右ノ通り値上ケスルコト  
日給一円五十銭以下ノニ割増 二円以下一円五十銭迄ハ一割増  
々 参山以下二円迄ハ五分増 三円以上ハ二分増
  - 二、出勤ノ場合ハ手當トシテ一時間ニ対シ五分増ノコト
  - 三、工場主ノ都合ヨリ臨時休業ノ場合ハ日給ハ六割ノ入給ノコト
  - 四、最低賃金原則ハ一円五十銭トスルニ但シ技術ノ優劣ニヨリ其ノ場合考慮スルコト
  - 五、労働時間ハ拾時間トスルコト
  - 六、健康保険料ハ後前通り半額シテ入給スルコト
  - 七、毎年二回被書員ニ対シ舞給ノ場合ハ工場主ト取工長トカ協議ノ上充分  
一報周圍ノ事情ヲ考慮シテ之ヲ定ムルコト
  - 八、毎年二回全被書員ニ対シ賞與金ハ金一封ヲ入給スルコト
- 此ノ勸業手當ハ退職勸進中迄夫等々限リ壹年ニ付十日分割合ヲ入給ス